学事課

議案第１３号

倉敷市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定について

倉敷市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則を次のように制定する。

令和２年３月２６日提出

倉敷市教育委員会

教育長　井　上　正　義

倉敷市教育委員会規則第　　号

倉敷市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則

（目的）

第１条　この規則は，義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和４６年岡山県条例第６１号）第７条に基づき，倉敷市立学校の教育職員（以下「教育職員」という。）が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずる措置について定めることを目的とする。

（上限時間等）

第２条　教育職員が業務を行う時間（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和４６年法律第７７号）第７条の指針に規定する在校等時間をいう。以下この条において同じ。）から所定の勤務時間（同法第６条第３項各号に掲げる日（代休日が指定された日を除く。）以外の日における正規の勤務時間をいう。以下この条において同じ。）を除いた時間を次に掲げる時間の範囲内とするため，教育委員会及び校長は，教育職員の業務量の適切な管理を行う。

（1）　１月につき４５時間

（2）　１年につき３６０時間

２　教育職員が児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い，一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には，前項の規定にかかわらず，教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を次に掲げる時間及び月数の範囲内とするため，教育委員会及び校長は，教育職員の業務量の適切な管理を行う。

（1）　１月につき１００時間

（2）　1年につき７２０時間

（3）　1月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1か月，2か月，3か月，4か月及び5か月の期間を加えたそれぞれの期間において1月当たりの平均時間について８０時間

（4）　1年のうち1か月において所定の勤務時間以外の時間において４５時間を超えて業務を行う月数について6月

（その他）

第3条　この規則に定めるもののほか，教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項については，別に定める。

附　則

この規則は，令和2年4月1日から施行する。

提案理由

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法が改正され，教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針の策定が義務付けされたことに伴い，規則を制定するものである。

倉敷市立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する方針（案）

令和２年３月２６日
倉敷市教育委員会

１　趣旨

現在、学校や子どもたちを取り巻く環境が多様化・複雑化している中で、教育職員の長時間にわたる時間外業務が常態化している。こうした状況は教育職員の心身の健康を脅かすとともに、子どもたちへの教育にも影響があると考えられる。

現在、岡山県教育委員会が進めている「岡山県教育委員会働き方改革プラン」の目的は、「教育職員の心身の健康の保持増進による教育の質の向上と児童生徒の豊かな成長」である。教育職員の業務負担の軽減を図り、授業改善のための時間や児童生徒に接する時間を確保するとともに、教育職員の日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、教育職員の人間性や創造性を高め、児童生徒に対して効果的な教育活動を持続的に行うことができる状況を目指している。

本方針では、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（令和２年文部科学省告示第１号。以下「指針」という。）及び「倉敷市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」（令和２年倉敷市教育委員会規則第〇号。以下「規則」という。）第３条に基づき、倉敷市立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項を定めることとする。

２　本方針の対象者

本方針は、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（昭和４６年法律第７７号。以下「給特法」という。）第２条に規定する義務教育諸学校等の教育職員のうち倉敷市立学校に勤務する教育職員を対象とする。

なお、給特法の対象となっていない事務職員、学校栄養職員等については、法定労働時間を超えて勤務させる場合には、労働基準法第３６条における時間外労働に関する協定（いわゆる「３６協定」）を締結する中で働き方改革推進法に定める時間外労働の規制が適用される。

３　上限時間等

上限時間等については、規則第２条に定めるところによる。

なお、「在校等時間」の考え方については、指針第３（１）に定めるところによる。

4 在校等時間の把握

本方針の実施に当たって、校長は、本市導入の校務支援システムの出退勤管理機能を活用し、個々の教育職員の在校等時間を客観的に把握し、校外での業務や土日、祝日などの業務に従事した時間についても、できる限り客観的な方法により把握するとともに、計測した結果は公務災害が生じた場合等において重要な記録となることから、別に定めるところにより公文書として適切に管理、保存すること。

また、上限時間の遵守を形式的に行うことが目的化し、真に必要な教育活動をおろそかにしたり、実際より短い虚偽の時間を記録に残す、又は残させたりすることがあってはならないこと。持ち帰り業務についても、その実態把握に努めるとともに、業務の持ち帰りの縮減に向けた取組を進めること。

なお、倉敷市教育委員会は、月ごとに各倉敷市立学校の在校等時間を把握するものとする。

5 労働法制の遵守及び教育職員の健康確保等

本方針の実施に当たり、倉敷市教育委員会及び校長は、休憩時間や休日の確保等労働法制を遵守するとともに、年次有給休暇等の休日についてまとまった日数を連続して取得することを含めて健康確保に向けた取組を促進すること。

また、教育職員の健康及び福祉を確保するため、校長は、必要に応じて健康管理医と連携し、教育職員が心身ともに健康で働きやすい職場づくりを組織的に進めるとともに、長時間にわたる時間外業務の常態化を見逃さず、該当の教育職員に健康管理医による健康相談を受けさせる等、早期に適切な措置を講じること。

なお、倉敷市教育委員会は、労働安全衛生法に基づき、倉敷市立学校における教育職員の安全の確保及び健康の保持増進の取組が充実するよう、より良い在り方を検討し支援するものとする。

6 事後的検証

本方針の実施に当たり、倉敷市教育委員会は、上限時間を超える教育職員がいる場合には、各倉敷市立学校における業務や環境整備等の状況について事後的に検証を行うものとする。

7 学校における働き方改革の推進

本方針の実施に当たっては、倉敷市教育委員会及び校長は、倉敷市立学校における働き方改革の取組を一層促進し、教育の質の維持向上を図っていくとともに、保護者も含めて社会全体が本方針等の内容を理解できるよう、広く情報発信に努めること。

附 則

この方針は、令和２年４月１日から施行する。